

自動車NOx・PM法適合車に係る国のステッカー制度について

平成19年12月3日に国から発表された自動車NOx・PM法適合車ステッカー制度は、法規制適合車への転換促進という観点からは一定の効果が期待できるが、流入車対策としては不十分なものであり実効性に欠けている。

自動車NOx・PM法の問題点は、対策地域内で車検更新できない排出ガス濃度の高い旧式な自動車が、対策地域外から対策地域内に自由に流入することを許し、大都市圏の大気環境の早期改善を困難なものとしていることである。

ステッカー制度は、これらの旧式な自動車を的確に判別でき、その自動車の流入を抑止するとともに排出ガス性能の良い自動車の利用を促進させるものであることが必要である。

しかしながら、国のステッカー制度は、一部の新車はステッカー貼付が確保されるものの、その他の新車及び使用過程車については、使用者による任意の申請に基づいて交付されることから、ステッカー貼付による排出ガス性能の的確な判別ができないことが懸念される。

また、法により対策地域内でも車検更新ができる猶予期間内にある自動車がステッカー交付の対象とされておらず、これにより、当該自動車が猶予期間を経過した排出ガス濃度の高い旧式な自動車と誤認されるおそれがあるとともに、的確な判別ができないことが懸念される。

以上のことから、下記の措置を講じることを強く要請する。

記

- 1 ステッカー貼付を義務化し、車検制度を活用するなど確実な交付の仕組みを構築すること。
- 2 対策地域内でも車検更新ができる猶予期間内にある自動車についてもステッカー交付の対象とし、法規制適合車への転換促進の観点から、猶予期間内にある旨を判別できるようにすること。

以上